

西宮市教育委員会会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則制定の件

西宮市教育委員会会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則を次のように制定するにあたり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定により令和2年3月31日に教育長の臨時代理により決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和2年4月8日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司 郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市教育委員会会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市会計年度任用職員の給与等に関する条例（平成31年西宮市条例第18号）の施行に関し、必要な事項を定める。

(給与、勤務時間その他の勤務条件)

第2条 西宮市教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、市長の事務部局に属する会計年度任用職員の例による。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

西宮市会計年度任用職員の給与等に関する条例の施行にあたり、所要の規定の整備を行うため。